

Q1：R7 年度「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【開発補助】」の採択課題を教えてください。

A1：AMED Web サイトにて公開しています。[令和 7 年度「介護テクノロジー社会実装のためのエビデンス構築事業【開発補助】」の採択課題について](#) | [国立研究開発法人日本医療研究開発機構](#)

Q2：提出書類の資金繰り表について、指定様式はありますか。

A2：AMED としての様式指定はありませんが、AMED Web サイト「事務処理説明書・様式集」にて参考資料を公開しております。詳細は公募要領 4.4.1 応募に必要な提案書類 の※4 をご確認ください。

事務処理説明書・様式集：[令和 7 年度 事務処理説明書・様式集](#) | [国立研究開発法人日本医療研究開発機構](#)
資金繰り表（参考様式）：<https://www.amed.go.jp/content/000141013.xlsx>

Q3：研究開発費のうち、委託費の割合の上限は決まっていますか。

A3：研究開発費のうちの委託費の割合の上限は定めておりませんが、研究開発提案書においては委託費や、委託費の内訳（すなわち研究開発分担機関の経費内訳）も記載いただきます。課題評価委員会にて、研究開発計画や実施体制、委託費を含めた経費の妥当性が評価されることとなります。

Q4：間接経費は、研究開発費とは別に計上できますか。補助金額は上限が決まっていますか。

A4：研究開発費は、研究開発代表機関の直接経費と研究開発分担機関への委託費の合計となります。

研究開発費とは別途、研究開発代表機関の間接経費が計上可能です（中小企業 20%、大企業 10%）。

研究開発分担機関の間接経費は、委託費に含まれるため、研究開発費に含まれます（別途計上不可）。

補助金額の上限は、委託費の金額により変動するため、公募要領に記載していませんが、いくつかパターンを掲示します。

研究開発費の上限は 35,800 千円に決まっているため、委託費が大きくなるほど研究開発代表機関の直接経費も、間接経費も計上可能な額が小さくなるため、結果として補助対象経費・補助金額も小さくなります。

(単位：千円)

	パターン 1 補助金額最大例	パターン 2	パターン 3	パターン 4
研究開発代表機関	中小企業	中小企業	大企業	大企業
研究開発分担機関	なし	あり	なし	あり
代表機関の直接経費	35,800	29,800	35,800	30,800
分担機関への委託費 分担機関の間接経費含む	0	6,000	0	5,000
研究開発費 代表機関の直接経費 + 分担機関への委託費	35,800	35,800	35,800	35,800
代表機関の間接経費 代表機関の直接経費 × 間接経費率（中小 20%・大 10%）	7,160	5,960	3,580	3,080
補助対象経費 研究開発費 + 代表機関の間接経費	42,960	41,760	39,380	38,880
補助金額 補助対象経費 × 補助率（中小 2/3・大 1/3）	28,640	27,840	13,126	12,960

Q5：e-Rad への機関登録は必須でしょうか。研究機関の担当者を研究者として e-Rad に登録すれば、研究機関の機関登録は不要でしょうか。

A5：研究開発代表機関ならびに研究開発分担機関の e-Rad への機関登録は必須です。時間を要する場合があるため、お時間に余裕をもってお手続きください。

Q6：研究開発分担機関への委託費を 0 円とすることは可能ですか。

A6：可能です。ただし、委託費が 0 円であっても、e-rad の機関登録、ならびに承諾書の提出は必要となり、課題採択となった場合、交付決定後に研究開発分担機関との委託研究契約の締結は必要となるためご注意ください。

Q7：研究開発費の上限 35,800 千円は消費税込みの金額ですか。

A7：AMED の補助事業において、消費税は計上することができません。したがって、研究開発費の上限 35,800 千円は消費税抜きの金額になります。

Q8：リスクアセスメントシートは研究開発期間内に想定されるリスクを記載するものでしょうか。もしくは、上市後も含めて想定されるリスクをカバーする必要がありますか。また、リスクアセスメントシートの作成にあたって参考となる情報はありますか。

A8：上市後も含めて想定されるリスクを記載してください。参考情報として、介護ロボットポータルサイトの安全評価基準に関する資料をご参照ください。<https://robotcare.jp/jp/outcomes/archive>

Q9：研究開発費のうち、外注費の割合の上限は決まっていますか。個人事業主に業務委託をしている場合は、人件費ではなく外注費で計上する形でよいのでしょうか。

A9：Q3 の委託費に関する回答同様、研究開発費のうち、その他（外注費）経費の割合の上限は定めておりませんが、課題評価委員会にて、体制や経費内訳の妥当性が評価されることとなります。なお、研究開発要素が含まれる外注は認められておらず、研究開発分担者として事業に参加いただく必要がありますのでご注意ください。

Q10：取締役以上の人件費は、直接経費の人件費で計上できるか。

A10：登記簿上の取締役であれば経営者となり、雇用される社員ではなく、雇用する立場になります。その場合、本事業の人件費は「当該研究開発のために雇用する研究員等の人件費（公募要領Ⅱ-4.2.1）」としていますので、人件費として計上はできません。間接経費での計上は可能です。